

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、令和3年4月22日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた対応について

※緊急事態宣言期間：令和3年4月25日（日）～5月31日（月）

（令和3年4月25日（日）～5月11日（日）の期間を延長）

(1) 区立小中学校及び幼稚園・認定子ども園

- ・感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園
- ・学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。
- ・校外での学習は基本的に中止又は延期
- ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数・時間・場所等を制限して実施を可とする。
- ・移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については、延期又は中止する。
- ・修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期又は中止する。

(2) 新BOP

社会生活を維持するうえで欠かせないことから、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める（BOPについては、当面の間、休止を継続する）。

(3) 区民利用施設等について

屋内の区民利用施設等に関しては、施設利用を休止とする。屋外の学校開放施設は、感染防止対策を徹底した上で、20時まで施設利用を可とする。

2 区立小中学校での感染発生状況（直近3か月の推移）

	区立小学校		区立中学校		合計	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
3月	18人	11校	3人	3校	21人	14校
4月	43人	24校	14人	10校	57人	34校
5月（20日現在）	23人	21校	7人	7校	30人	28校

（注）人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。（例）4月1日A校で陽性判明、4月25日A校で陽性判明の場合2校で計上。